

3-2 児童に関わる事業「地域子ども・子育て支援事業」

20190716 更新 ©2019sakurakosensei 転載禁止

地域・子ども子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」第59条に基づき、市町村が子供・子育て家庭を対象として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業のことです。平成31年4月現在、13の事業が実施されています。(★は「児童福祉法」にも規定される事業)

<出典：厚労省によるそれぞれの実施要綱・平成31年4月1日施行の要綱による桜子先生とりまとめ>

①利用者支援事業

| 項目 | 内容 | | |
|-------|---|------|--|
| 事業の目的 | 一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うこと | | |
| 実施主体 | 市町村(特別区及び一部事務組合を含む)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 | | |
| 事業の内容 | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 | | |
| 実施方法 | 事業類型 | | 事業概要 |
| | 基本型 「利用者支援」 「地域連携」 の2つの柱で構成 | 目的 | 子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。 |
| | | 実施場所 | 身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設 (例：地域子育て支援拠点、子育て世代包括支援センター) |
| | | 職員配置 | 利用者支援専門員を1名以上配置 |
| | 特定型 (「保育コンシェルジュ」) | 目的 | 待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。 |
| | | 実施場所 | 市町村窓口 |
| | | 職員配置 | 利用者支援専門員を1名以上配置 |
| | 母子保健型 | 目的 | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。 |
| | | 実施場所 | 市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設 |
| | | 職員配置 | 母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー(社会福祉士等)を1名以上配置。 保健師等は専任が望ましい。 |

②地域子育て支援拠点事業★

| 項目 | 内 容 | | | |
|-------|--|--|--|--|
| 事業の目的 | 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援すること | | | |
| 実施主体 | 市町村(特別区及び一部事務組合を含む)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 | | | |
| 事業の内容 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 | | | |
| 実施方法 | 基本事業 | | | |
| | ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 | イ 子育て等に関する相談、援助の実施 | ウ 地域の子育て関連情報の提供 | |
| | エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上) | | | |
| | 一 般 型 | 事業内容 | 常設の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども(主として概ね3歳未満の児童及び保護者)を対象として、上記基本事業を実施する | |
| | | 実施場所 | 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所 | |
| | | 実施方法 | 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設する | |
| | | 職員配置 | 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置(非常勤職員でも可) | |
| | | 委託業者が実施できる業務 | <ul style="list-style-type: none"> * 拠点施設の開設場所を活用した一時預かり事業 * 拠点施設の開設場所を活用した放課後児童健全育成事業 * 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 * 拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業 | |
| | 連 携 型 | 事業内容 | 効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設において、上記基本事業を実施する | |
| | | 実施場所 | 児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所 | |
| 実施方法 | | 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設する | | |
| 職員配置 | | 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置(非常勤職員でも可) ただし、連携施設に勤務している職員等のバックアップを受けることができる体制を整えること | | |

③妊婦健康診査

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 事業の目的 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施すること |
| 法的な根拠 | 「母子保健法」第13条（抄） 市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。 |
| 望ましい健診回数 | ※「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号） ① 妊娠初期より妊娠23週（第6月末）まで：4週間に1回 ② 妊娠24週（第7月）より妊娠35週（第9月末）まで：2週間に1回 ③ 妊娠36週（第10月）以降分娩まで：1週間に1回 （※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度） |

④乳児家庭全戸訪問事業★

| 項目 | 内容 | |
|-------|--|---|
| 事業の目的 | すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うこと | |
| 実施主体 | 市町村（特別区及び一部事務組合を含む）とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 | |
| 事業の内容 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む）を訪問し、下記の支援を行う。 （1）育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 （2）子育て支援に関する情報提供 （3）乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握 （4）支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整 | |
| 実施方法 | 訪問時期 | 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合も本事業の対象とする。この場合にあっては、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。 |
| | 訪問者 | 保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、民生・児童委員（主任児童委員）、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えないものとする。 |
| | ケース会議 | 訪問実施後の結果により、支援が必要と判断された家庭に対し、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけるものとする。 |

⑤-1 養育支援訪問事業★

| 項目 | 内容 | |
|-------|---|------------------------|
| 事業の目的 | 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うこと | |
| 実施主体 | 市町村(特別区及び一部事務組合を含む)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 | |
| 事業の内容 | 対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。 (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援 (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援 (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援 (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援 | |
| 支援の対象 | 乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような状態にある家庭(里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。)を対象とする。 ア 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭 イ 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭 ウ 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭 エ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭 オ 公的な支援につながない児童(乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳~5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童)のいる支援を必要とする家庭 カ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭 | |
| 訪問支援者 | 専門的相談支援 | 保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等 |
| | 育児・家事援助 | 子育て経験者、ヘルパー等 |

⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 事業の目的 | 市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資すること |
| 実施主体 | 市町村(特別区及び一部事務組合を含む)とする。 |
| 事業の内容 | 調整機関に職員（調整機関職員）を配置し、次の（１）から（５）のいずれかを実施すること。 （１） 調整機関職員の専門性強化 （２） 地域ネットワーク構成員の連携強化 （３） 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 （４） 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 （５） 地域住民への周知を図る取組 |

⑥子育て短期支援事業★

| 項目 | 内容 | |
|--|--|--|
| 事業の目的 | 保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ること | |
| 実施主体 | 市町村(特別区及び一部事務組合を含む)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 | |
| 事業の種類 短期 入所 生活 援助 事業 【ショートステイ事業】 | 内容 | 市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行う |
| | 対象者 | 次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。 (ア) 児童の保護者の疾病 (イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由 (ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由 (エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 (オ) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合 |
| | 利用期間 | 養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。 |

| 項目 | 内容 | |
|-------------------------|--|--|
| 事業の種類 | 内容 | 市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする |
| 夜間養護事業 【トワイライトステイ事業】 | 対象者 | 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童 |
| 実施施設等 | <p>*児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設</p> <p>*児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等に委託することができるものとする。</p> | |

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）★

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 事業の目的 | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ること |
| 実施主体 | 市町村(特別区及び一部事務組合を含む)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 |
| 事業の内容 | <p>(1) 基本事業</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）及びダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯）の利用支援</p> <p><活動例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育施設までの送迎を行う ●保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる ●保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる ●冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる ●買い物等外出の際、子どもを預かる ●病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応 |

⑧一時預かり事業★

| 項目 | 内容 | | |
|-------|--|------|--|
| 事業の目的 | <p>保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ること</p> | | |
| 実施主体 | <p>市町村(特別区及び一部事務組合を含む)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> | | |
| 事業の内容 | <p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。</p> | | |
| 実施方法 | 一般型 | 実施場所 | <p>保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所</p> |
| | | 対象児童 | <p>保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児</p> <p>また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する施策を実施する市町村に限り、「子ども・子育て支援法」に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであって、特定地域型保育事業者を利用していない児童について、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かることも本事業の対象とする。</p> |
| | | 職員 | <p>* 保育従事者 そのうち保育士は 1/2 以上 * 保育従事者の数は 2 名以上 ただし保育所等と一体的に事業を実施する場合は要件緩和</p> |
| | 幼稚園型Ⅰ | 実施場所 | <p>幼稚園又は認定こども園</p> |
| | | 対象児童 | <p>主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者</p> |
| | | 職員 | <p>* 教育・保育従事者 そのうち保育士又は幼稚園教諭免許保持者を 1/2 以上 * 教育・保育従事者の数は 2 名以上 ただし幼稚園等と一体的に事業を実施する場合は要件緩和</p> |

| 項目 | 内 容 | | |
|----------------|-----------|---|--|
| 幼稚園 型Ⅱ | 対象 自治体 | 「子育て安心プラン」における「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村が対象 | |
| | 実施場所 | 幼稚園 | |
| | 対象児童 | 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、「子ども・子育て支援法施行規則」第1条で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして市町村に認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 | |
| | 職員 | 幼稚園型Ⅰと同じ | |
| 余裕 活用型 | 実施場所 | 利用児童数が利用定員総数に満たない保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所 | |
| 居宅 訪問型 | 実施場所 | 利用児童の居宅 | |
| | 対象児童 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児で、以下の要件に該当すること。 ア 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合 イ ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 ウ 離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合 | |
| | 職員 | 家庭的保育者 *家庭的保育者1名が保育できる児童の数は1人 | |
| 地域 密着 Ⅱ型 | 実施場所 | 地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所 | |
| | 対象児童 | 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児 当分の間、緊急一時預かりもこの事業の対象とする | |
| | 職員 | 乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（担当者）を配置する *担当者の数は2名以上 *担当者のうち保育について経験豊富な保育士を1名以上配置する | |

⑨延長保育事業

| 項目 | 内容 | | |
|-------|--|------|---|
| 事業の目的 | 就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ること | | |
| 実施主体 | 市町村(特別区及び一部事務組合を含む)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 | | |
| 事業の内容 | 一般型 | 実施場所 | 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園(民間保育所等)、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等 |
| | | 対象児童 | 「子ども・子育て支援法」の支給要件を満たし、市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童 |
| | | 職員 | 保育士等 |
| | 訪問型 | 実施場所 | 利用児童の居宅 |
| | | 対象児童 | 「子ども・子育て支援法」の支給要件を満たし、市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童であって、以下のいずれかに該当するものとする。 ア 居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合 イ 民間保育所等における延長保育の利用児童数が1人となった場合 |
| | | 職員 | 対象児童がア＝家庭的保育者(家庭的保育者1名が保育できる児童の数は1人) 対象児童がイ＝保育士 |

⑩病児保育事業★

| 項目 | 内容 | | |
|-------|--|------|---|
| 事業の目的 | 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問するとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ること | | |
| 実施主体 | 市町村(特別区及び一部事務組合を含む)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 | | |
| 事業の内容 | 保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う | | |
| 事業類型 | 病児対応型 | 事業 | 児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業 |
| | | 対象児童 | 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童 |
| | | 実施場所 | 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設（保育室、観察室又は安静室、調理室を有する） |
| | | 職員 | * 看護師等＝利用児童おおむね10人につき1名以上 * 保育士＝利用児童おおむね3人につき1名以上 |
| | 病後児対応型 | 事業 | 児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業 |
| | | 対象児童 | 病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童 |
| | | 実施場所 | 病児対応型と同じ |
| | | 職員 | 病児対応型と同じ |

| 項目 | 内 容 | | |
|--|--------------------------|--|--|
| <p>体調不良児 対応型</p> <p>非施設型 (訪問型)</p> | 事業 | <p>児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業</p> | |
| | 対象児童 | <p>事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童</p> | |
| | 実施場所 | <p>保育所又は医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所</p> | |
| | 職員 | <p>看護師等を1名以上配置 *体調不良児は、看護師等1名に対し2名程度</p> | |
| | 事業 | <p>児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業</p> | |
| | 対象児童 | <p>病児及び病後児</p> | |
| | 実施場所 | <p>利用児童の居宅</p> | |
| 事業類型 | <p>送迎対応 (類型ではない)</p> | <p>内容</p> <p>病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型において、看護師、准看護師、保健師又は助産師又は保育士を配置し、保育所等において保育中に「体調不良」となった児童を送迎し、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育することを可能とする</p> | |
| | 対象児童 | <p>保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童</p> | |

⑪放課後児童健全育成事業★

| 項目 | 内容 | |
|-------|---|----------|
| 事業の目的 | 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援すること | |
| 事業の趣旨 | 「児童福祉法」第6条の3第2項及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない <small>小学校に就学している児童</small> に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るもの | |
| 実施主体 | 市町村(特別区及び一部事務組合を含む)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。国、都道府県、市町村以外の者が事業を行う場合は、省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。 | |
| 対象児童 | <small>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童</small> とし、その他に <small>特別支援学校の小学部の児童</small> も加えることができること。 なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。 | |
| 規模 | 1つの支援の単位は、児童おおむね40人以下。 | |
| 職員 | <small>放課後児童支援員</small> の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 放課後児童支援員は、要件に加え、研修を修了していなければならない。 | |
| 開所日数 | その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上開所すること。 ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。 | |
| 開所時間 | 小学校の授業の休業日(長期休暇期間等) | 1日につき8時間 |
| | 小学校の授業の休業日以外の日(平日) | 1日につき3時間 |
| 施設 | 小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。 | |

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 事業の目的 | 子ども・子育て支援法に規定する支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援すること |
| 実施主体 | 市町村（特別区及び一部事務組合を含む）とする。 |
| 事業の内容 | 低所得で生計が困難である支給認定保護者の子どもが、法に規定する特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特例保育の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。 |
| 対象者 | 生活保護法被保護世帯 及び市町村が認める支給認定保護者 |

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 事業の目的 | 地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。 |
| 実施主体 | 市町村(特別区及び一部事務組合を含む)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 |
| 事業の内容 | ①新規参入施設等への巡回支援 ②認定こども園特別支援教育・保育経費 |